時事新報

政治上の德義と一身上の德義

日本の政治社會と西洋の政治社會とを比較するに其進歩發達の厳固より同様ならずして殊に政治上に現るゝ公德と私德との關係に至ては東西の相違最も甚だしきが如し蓋し政治上に德義の貴ぶ可きは今更いふ迄もなき處にして此一段に於ては何れも同様なりと雖も其同様なるものは即ち政治上の公德にして若し夫れ私德の關係に至ては雙方に著るしき相違あるを見る可し竊に西洋諸國の風習を案ずるに政治の議論頗る喧しく隨て人の德義に關して云々するもの少なからずと雖も其言たるや孰れも戸外公德の議論のみにして一身上の事に至ては陰に陽に之に容喙するもの甚だ稀れなり左れば國會の議場又は私會の論席などに於て激烈の言を交へ其論鋒時として皮肉に入るものあるも或は其人の反覆常なきを責め或は其説の前後撞着を詰るなど其趣意は政治上の德義に外ならずして絶えて一身の私に觸れざれば之を聞て敢て醜を覺ゆるものなしと云ふ然らば西洋諸國の人々は政治上の公德のみを論じて一身の私德は全く之を忘却したるやと云ふに又決して然らず其人を論せざるは敢て忘れたるが爲めにあらず啻に忘れざるのみならず之を記すること却て堅くして時に及んで用捨なく其罪を大にし一身私德の關係より公事上に影響を及ぼしたるの例は甚だ珍らしからず曾て米國に於て故グランド將軍大統領在職の折、一夕宴會を開き將軍及び夫人より華盛頓駐在の各國公使夫妻を招きたることあり然るに露國公使の夫人は其身分曖昧の女なればとて其招に預らず中には頗りに此事を心配して彼是いふものありたれどもグランド夫人は斷然これを聽入れず之が爲め露國公使は米國に留まる能はずして歸任するに至りたりと云ふ駐在公使の進退は兩國交際上の一大事件なるに纔か一婦人の身分の故を以て之を左右するに至りたるを見れば彼國に於ては私德と公德と共關係の微妙なる實に間、髪を容れざるものなることを知る可し然るに我國の事情は之と異にして一身上の私行に立入り云ふ可らざることを容易に喋々して人の缺點を顧みざるが如きは平常の事とし之を怪しむことなし彼の新聞紙上に現はるゝ記事を見るに人の私行上に關し聞くに忍びざるの事實を公言して憚からざるもの少なしとせず、傍より見て其醜に堪へざることなれども然れども此事に就ては獨り今の新聞紙のみを咎む可きにあらず畢竟斯る事柄を記載するは世上の人々が斯る記事を讀むことを好むが爲めにして之を要するに日本人の私德の事を議するは全く一身上に止まりて政治上に關係するにあらず即ち一身上の德義と政治上の德義とは全く別物となし私の品行修まらざるも公の德義には毫も關係する所なしと爲すものゝ如し古語に大行は細謹を顧みずと云へることあり公德は私德の如何に拘らずして其體を全うすべしの意味にして蓋し我邦人の德義の思想は全く此邊に在ることならん左れば古來政治上に人物を評するに當り其人の私行に就て云々[illegible]の議は甚だ稀にして日本の政治家は其私行上に[illegible]制裁を免れたる姿あれども今後社會の事情次第[illegible]起き政治の論、人物の評、漸く微妙の境に入る[illegible]政治上に於ける公私德義の關係も從來の如く漠[illegible]を得べからずして或は當局顯要の地位も一[illegible]の私德の爲めに動かさるゝにも至ることならんあれば苟も政治社會に立て功名を全うせんとする者は其公德を謹むと同時に私德を忽にす可らざること勿論なる可しと雖も世上一般の人々も能く公私の兩德を識別し他の一身上に立入て云ふ可らざることを喋々するを止め假令へ其行の咎む可きものあるも事の私に關するものは容易に之を口外せず唯これを心に記して忘るゝことなく時に臨んでは大に論ずるの心掛肝要なる可し要するに今後局に當るものは公私兩德の關係甚だ微妙にして苟も忽にす可らざることを覺悟して自ら其行を謹み外より之を論ずるものも亦よく此點に注意し妄りに口を開て人を傷くるなからんことを我輩の希望する所なり

官報

○朕陸軍幼年學校官制ヲ廢止シ陸軍幼年學校條例制定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿二年六月十日

内閣總理大臣伯爵黑田清隆

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第八十二號

陸軍幼年學校條例

第一條　陸軍幼年學校ハ陸軍幼年生徒ニ概ネ尋常中學ト同一ナル教授並ニ軍人ノ豫備教育ヲ與ヘ陸軍各兵科ノ士官候補生ト爲スヘキ者ヲ養成スルヲ以テ目的トス

○第二條　本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長	中佐	一人
副官	大尉	一人
教官	中尉	一人
	陸軍教授	十七人
馬術教官騎兵	中尉	一人
中隊長	大尉	二人
中隊附士官	中尉	十二人
軍吏		一人
軍醫		一人
獸醫		一人

但獸醫ハ東京在職ノ者ヲ以テ兼務セシムルモノトス

第三條　本校ニ所要ノ馬匹及材料ヲ備フ○第四條　校長ハ將校學校監ニ隷シ校務ヲ總理シ生徒教育ノ責ニ任ス○第五條　副官ハ校中ノ庶務ヲ掌リ其下ニ下士及陸軍屬若干員ヲ置ク○第六條　教官ハ各學科ノ教授ヲ分擔セシム而シテ教授ノ外助教若干員ヲ置ク○第七條　教官ハ他ニ本務アル者ヲ以テ兼勤セシメ若クハ學識アル者ヲ撰テ之ニ囑托スルコトヲ得○第八條　馬術教官ハ生徒馬術ノ教練ニ任シ兼テ校廐一切ノ事ヲ統ヘ馬匹ノ調教ヲ掌理ス其下ニ騎兵科下士若干員ヲ置ク○第九條　中隊長ハ專ヲ訓育ノ事ヲ掌リ中隊附士官ヲシテ其諸科目ヲ分擔セシメ生徒ヲシテ諸勤務ニ熟セシメ且內務及室內ノ整頓並ニ生徒ノ行狀ヲ監視スルヲ任トス○第十條　中隊附士官ハ中隊長ノ下ニ在テ生徒訓育ノ細務ニ從事シ殊ニ生徒ノ身上ニ就テハ日常瑣末ノ事件ニ至ルマテ之ヲ監視スルヲ任トス○第十一條　中隊附士官ハ總テ校內ノ官舍ニ居住シ生徒ノ監視ニ便ナラシム○第十二條　各中隊ニ下副官及下士若干員ヲ置キ下副官ハ中隊ノ諸務ヲ整理シ下士ハ武器被服諸給與炊爨其他屋舍內外清潔ノ事ヲ掌リ並ニ體操ノ助教ヲ分擔ス又喇叭卒若干員ヲ置ク○第十三條　軍吏ノ下ニ書記若干員軍醫ノ下ニ看護長及看病人若干員獸醫ノ下ニ蹄鐵工長若クハ下長及蹄鐵工若干員ヲ置ク」但蹄鐵工長若クハ下長ハ東京在職ノ者ヲ以テ兼掌セシム○第十四條　本校生徒ハ官費生半官費生自費生ノ三種ニ分ツ○第十五條　戰死シタル（平時公務ノ爲メ不幸ニ死亡シタル者モ亦之ニ準ス）將校並ニ之ニ相當スル高等官ノ孤兒ハ官費生トス○第十六條　前條ノ外官費生半官費生自費生ト爲スヘキ者ハ監軍之ヲ裁定ス○第十七條　前條ノ區分ハ專ラ資產ノ多少ヲ察知シ之ニ應シテ取捨スヘシト雖モ仍ホ左ニ列記スル者ハ特ニ顧慮スヘシ但其六其七ハ官費生トナルコトヲ得ス」其一　在職將校（少佐以下）ノ兒子」其二　休職將校（大佐以下）ノ兒子」其三　豫備後備退役將校（大佐以下）ノ兒子」其四　死亡シタル將校並ニ之ニ相當スル高等官ノ兒子」其五　其一ノ將校ニ相當スル高等官及其二ノ將校ニ相當スル非職高等官ノ兒子」其六　既ニ仕官シアル兒子ヲ有スル在職將校（少佐以上）及休職將校（大佐以上）ノ他ノ兒子」其七　其六ノ將校ニ相當スル高等官ノ兒子」○第十八條　本校生徒修學期限ハ三箇年トス而シテ其一年期ハ九月上旬ニ始リ翌年六月下旬ニ終ル」但最終ノ一年期ハ翌年四月下旬ニ終ル○第十九條　本校生徒ハ全生徒ヲ二中隊ニ編成ス○第二十條　本校生徒ノ教育ハ之ヲ分テ教授及訓育トシ其科目ハ將校學校監ノ定ムル所ニ據ル○第二十一條　本校生徒ハ情願ヲ以テ退校スルヲ許サス○第二十二條　第三年生徒中特ニ學術ニ勉勵シ品行方正ニシテ他ノ望標トナルモノ若干員ヲ撰拔シ舍長ヲ命シ特別ノ徽章ヲ附セシム○第二十三條　學期末ニ於テ生徒ノ終末試驗ヲ施行ス此試驗ニ及第セシ者ニハ本校教則卒業ノ證書ヲ附與シ士官候補生トシテ軍隊ニ配賦ス就中學術品行共ニ優等ナルモノハ同時ニ二等軍曹ノ階級ニ進ムルコトアルヘシ○第二十四條　生徒中第二年期ニ移ラサル以前ニ於テ豫メ定期內ニ卒業シ得サル者ト認ル者アルモ尚ホ望ミアル者ハ定期外一箇年間延期修學セシムルコトヲ得然ルトキハ監軍其人名ヲ陸軍大臣ニ移ス」修學三箇年ヲ超ヘサル者ニシテ學期中ノ諸結果劣等ノ爲メ終末試驗ヲ受クルヲ得ス若クハ終末試驗ニ落第セシ者ニシテ尚ホ望ミアル者ハ前項ニ據ル○第二十五條　生徒中左ノ事項ニ該ル者ハ退校セシム」其一　品行不正ニシテ悔悟ノ目途ナキ者」其二　全學期ノ教則ヲ卒業スルニ四年以上ヲ要スル者」但自己ノ不攝生ヨリ生セサル長病ニ原因スル者ハ特別ノ詮議ニ附ス○第二十六條　前條其一及其二ニ該ル者アルトキハ幼年學校長事由ヲ悉シ將校學校監ニ上申シ將校學校監ハ之ヲ查覈シ監軍ニ進達シ監軍之ヲ裁定處分ス

○東京府告示第四十六號

諸願書等ニシテ指令ヲ要スルモノハ自今別書ヲ以テ指示スヘキニ付副本ヲ要セス

明治廿二年六月十三日　東京府知事男爵高崎五六

雜報

○居留地內の私有地處分事件　今より三十年前長崎港に外人居留の地を劃するや地勢上民有地三分二强と官有地三分一弱とを合して一區域とし民有地には借地料と唱へて百坪一箇年上等洋銀三十七弗中等同二十八弗下等同十二弗の三等に分ち之を其地の借主たる外人より其筋に拂ひ其筋にては件の借地料より二割を差引き殘餘を各地主に下渡し來りたれども當時右の民有地には畑地の税を課し一箇年百坪に付上等の地所僅に廿五錢を納むれば事足りしも橫濱神戶等の互市場繁昌するに從ひ長崎居留地の外人次第に減少して此處彼處に地代を收め得ざる返地明地を生ずるより去る十八年には上等返地百坪に付十八圓、中等同十四圓、下等同六圓を借上料として之を地主に下附せしも其地目は既に變換して宅地となりたれば賦課の割合俄に增加して地租地方税協議費等を合すれば上等地百坪にて十一圓餘に達し之を從前の上納金二十五錢に比すれば六十四倍の增加なれども外人より收むる借地料は依然三十年前に定めたるものにして現今居留地外の民有地は貸借の時價一箇年四十圓以上百八十圓以下なるに比すれば權衡を得ず實に等しく民有の土地にあり乍ら居留地內にあるの故を以て全く其使用權を停止せらるゝは其當を得ずとて使用權の復舊、二割金の廢止及び返戾方を當該民有地の地主八十餘名より中央政府に要求せん爲め本年一月伊吹雷太、曾根庚太郎、鈴木勝之丞の三氏を撰擧し特に上京せしめたる事の次第は既に當時の本紙上に記載せしが其筋にては未だ其議の決せざるものと見え三名の委員が歸京後三箇月の今日迄何等の指令なきより此程右の地主は更に總會を開きしが中には政府の處置